

令和5年度西尾市立幼稚園入園のご案内

1 入園資格

(1) 西尾市に住民登録されている子（保護者も同じ）

※ 現在市外に住んでおり、令和5年3月31日までに西尾市に住民登録をする予定のかたは、**確約書**を園長へ提出してください。

(2) **健康診断**を受け、**幼稚園生活**ができると認められた子※健康診断は10～12月頃、幼稚園にて実施します。

(3) 対象年齢 5歳児…2017年4月2日から2018年4月1日までに生まれた子
4歳児…2018年4月2日から2019年4月1日までに生まれた子
3歳児…2019年4月2日から2020年4月1日までに生まれた子

2 募集人員

園名	3歳児	4歳児	5歳児
西尾幼稚園	75名	若干名	若干名
平坂幼稚園	75名	若干名	若干名
鶴城幼稚園	70名	若干名	若干名

3 申込から入園までの流れ

(1) 入園受付（願書受付・面接）

入園受付は電子申請で行います。その後、各園で入園面接を行います。

A. 入園受付期間 ※複数の幼稚園・認定こども園・保育園を併願できません。

受付期間
9月9日(金)～14日(水)

※紙申請の方は上記期間に各園に申込をしてください。

※紙申請の方は9月1日（木）～保育課で書類配付をします。

B. 面接日 お子さんと一緒にお越しください。

園名	面接日
西尾幼稚園	10月4日（火）・5日（水）
平坂幼稚園	
鶴城幼稚園	

C. 入園申し込みに必要なもの（紙申請の方のみ）

- ① 入園願書
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③ 確約書（転入予定の方のみ ※「**1**入園資格」参照）
- ④ 課税証明※（申込日以降に転入予定の方で、マイナンバー未記入の方のみ）

※令和4年度市民税・県民税課税（非課税）証明書等。令和3年中に海外にみえた方はお申し出ください。

(3) 入園抽選（入園申込者が募集人員を超えた場合は抽選を行います）

抽選日：9月27日（火） 午前10時（開始） 場所：各幼稚園

抽選の有無は西尾市公式LINE またはホームページよりお知らせします。

4 幼稚園保育料・給食費

- 令和元年10月より幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園保育料（幼稚園を利用する場合の利用者負担額のこと。以下『保育料』といいます。）は無償となりますが、給食費のうち副食費分について、第4階層以上の世帯を対象に徴収させていただきます。
- 保育料、副食費の算定に係る階層を、**入園児童の父母またはそれ以外の扶養義務者（基本的には児童の父母分）の市町村民税額等より階層区分を決定させていただきます。**
- 令和5年度保育料・副食費の階層区分は、4月分から8月分は令和4年度の市町村民税額によって、9月分以降は令和5年度の市町村民税額によって決定されますので、**階層区分は9月から変更されます。**
（※下表参照）
- 祖父母等と同居しているかたで、父母に市町村民税が課税されていない場合、祖父母等を「家計の主宰者」と認定し、**祖父母等の市町村民税額で階層区分を決定することがあります。**

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和4年度市町村民税					令和5年度市町村民税						

令和5年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表 (R1.10.1改定)

階層区分(※1)		幼稚園保育料〈月額〉	副食費〈月額〉(※2)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯または市町村民税所得割非課税世帯		
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		2,400円
5	211,201円以上		(※3)

(※1) 副食費算定の算定に係る階層を決定する市町村民税所得割課税額の算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

(※2) 主食費については、西尾市独自事業により無料とします。

(※3) 3歳児は4、8月分、4・5歳児は8月分の徴収は行いません。

▼第3子以降の幼稚園副食費の無料化 (R1.10.1改定)

対象児童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	軽減後の副食費
保護者が、 <u>18歳まで（高等学校3年生該当年齢の年度末まで）</u> のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童	免除 (無料)

◎副食費の納付は口座振替で

副食費は、金融機関の指定口座から毎月末（12月は25日）に振替納付されることを原則としています。「西尾市市税等口座振替依頼書」の対象種目「幼稚園保育料」に○を付けて、幼稚園または保育課に提出して、振替納付の手続きをしてください。

口座振替は、依頼書の提出から2か月程度で開始されます。

なお、現在兄弟等が幼稚園に在籍し、「幼稚園保育料」の口座振替をされている方は、申込不要です。

5 預かり保育

西尾市立幼稚園では在園児の預かり保育を行います。通常の保育時間終了後及び長期休業中に園児を幼稚園で預かる子育て支援の一環です。詳細については各園にお問い合わせください。

- 実施園 西尾、平坂、鶴城幼稚園
- 保育時間 平日：午後2時30分～午後4時30分（午前8時30分～午後4時30分）
- 利用料 平日：1回300円
長期休業中：午前または午後のみ…1回500円、1日…1,000円
- 利用回数 1か月：14日以内

6 保育料等無償化

令和元年10月より開始されました幼児教育・保育無償化に伴い、西尾市立幼稚園の保育料、給食費、預かり保育利用料について以下のとおりとなります。

		無償化対象者	有償対象者	給付認定申請（※1）
保育料		全員	-	不要
給食費	主食費	全員	-	不要
	副食費（※2）	第1～3階層	第4・5階層	不要
預かり保育利用料 （おやつ代は無償化対象外）		保育の必要性の認定 あり（※3） 無償化上限額 月額11,300円まで 日額450円まで	保育の必要性の認定 なし（※4）	利用月前月15日まで

（※1）入園申込時に申請いただく「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（1号）」とは別に「子育てのための施設等利用給付認定（2号）」の申請が必要となります。

（※2）副食費は、**4**幼稚園保育料・給食費内「令和5年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表」等をご参照ください

（※3）保育の必要性の認定とは、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方が、利用のために受ける認定のことをいいます。**7**「保育の必要性」の認定をご参照ください。

（※4）利用料は、**5**預かり保育をご参照ください。

7 「保育の必要性」の認定

「保育の必要性」により、預かり保育利用料無償化の対象となる保護者の方は、2号の認定が必要となります。

2号認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

保育を必要とする事由			認定の基準（条件に満たない場合は認定できません）
1 居宅外労働	保護者が、 居宅外で 仕事をして いる場合	外勤 自営業	1か月の労働時間 60時間以上
		農漁業	1か月労働時間 60時間以上
2 居宅内労働	保護者が、 居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の仕事 をしている場合		1か月の労働時間 60時間以上
3 出産	保護者が、 出産前後である場合		予定日の6週間前から出産後8週間までは認定できます。【期限付認定】 ※出産後または流産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまで、認定が可能な場合があります。
4 疾病・障がい	保護者本人に、疾病・ ケガ、または心身に障 がいがある場合		医師の診断書または障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病、または、心身に障がいがあると認められる場合 【期限付認定】
5 家族看護	保護者が、 病気、または心身に障 がいがある同居家族を 常時看護している場合		1か月の介護等の時間 60時間以上 【期限付認定】
6 災害	災害（震災、風水害、 火災等）の復旧にあたる 場合		災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合 【期限付認定】
7 就学	保護者が将来就労につ ながる就学をしている 場合		1か月の授業時間 60時間以上
			※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす保育の利用を必要とする証明の提出が必要となります。
8 特例	その他		上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付認定】 ・虐待やDVのおそれがある ・求職活動中 ・保護者が育児休業中で、認定申請をする児童（3歳以上児）が在園中（小学校就学まで）に職場復帰をする場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため認定できる場合があります。

8 提出書類

提出が必要な書類など	
□子育てのための施設等利用給付認定申請書	
就労の方	□就労証明書 ※父母各1枚ずつ必要
出産の方	□母子健康手帳の写し（表紙の登録番号の写し）
疾病・障がい（保護者本人）の方	□医師の診断書（保育課にて用紙をもらってください） ※診断書には <u>保育ができない理由と治癒見込期間</u> を明記。 （等級によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳などの写しでも可能な場合があります。詳しくは、保育課へご確認ください。）
家族介護（同居家族に対する）の方	□医師の介護証明書（保育課にて用紙をもらってください） ※介護証明書には <u>保育ができない理由</u> を明記。
就学	□在学証明書（卒業予定日がわかること） □授業の時間割表 □年間予定表
求職	□ハローワーク受付票の写し

9 市立幼稚園一覧

園名	所在地	電話番号
西尾幼稚園	西尾市錦城町162番地13	0563-57-2401
平坂幼稚園	西尾市楠村町北巴1番地1	0563-59-6031
鶴城幼稚園	西尾市伊藤二丁目4番地1	0563-56-3926

■保育時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後2時30分

10 問合先

■西尾市子ども部保育課入園担当 直通電話 0563-65-2110

■各幼稚園 **9** 「市立幼稚園一覧」参照

幼稚園の教育

1 幼稚園は学校の仲間〈学校教育法第1条〉

学校教育法では「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と定めています。幼稚園は、3歳から小学校入学前までの幼児の就学前教育を行うことを目的とする「学校」です。

2 幼稚園教育の基本〈幼稚園教育要領 第1章総則抜粋〉

「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、ねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

3 教育課程の編成

「幼稚園は、家庭との連携を図りながら、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。」

- 1 幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- 2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。」

5 幼稚園教育のねらい<第2章ねらい及び内容抜粋>

<健康>

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

<人間関係>

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

<環境>

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

<言葉>

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

<表現>

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。